別記様式第五号中「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」を削り、「役名」を「役名等」に改め、同様式表面に備考として次のように加える。

備考

総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

附　則

この省令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則八―一八―二五

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　英語試験　英語の能力の程度を検定するための試験機関以外の者が行う試験に関し人事院が定める内容

別表第二国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項及び国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項中「及び人物試験」を「、人物試験及び英語試験」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年二月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―二三

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

別表第六に次の一号を加える。

五十一　電動ファン付き呼吸用保護具

附　則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

告　示

○消防庁告示第二十八号

消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

消防庁長官　坂本　森男

前文中「救助体制の充実強化」の下に「、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施体制の充実強化」を加え、「図るとともに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の施行等を踏まえた消防としての的確な対応」を「図ること」に改める。

第二条第七号中「。以下「法」という。」を削り、同条第八号中「「省令」」を「「救助省令」」に改め、同条第十号中「法」を「消防法」に改める。

第三条第四号中「協力しつつ、広域的な対応体制」を「広域的な協力体制」に改める。

第四条の見出しを「（署所の数）」に改め、同条第一項中「（次項に規定する積雪寒冷地の市街地を除く。以下本条において同じ。）」を削り、「別表第一」の下に「（積雪寒冷の度の甚だしい地域（以下「積雪寒冷地」という。）にあっては、別表第二。以下この条において同じ。）」を、「掲げる市街地」の下に「の区域内」を加え、「同表に定める」を「別表第一に定める署所の」に、「、地勢」を「地勢」に、「構造等の事情」を「構造等の特性」に、「諸事情」を「地域特性」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、市街地のうちその区域内の人口が三十万を超えるもの（以下「大市街地」という。）に設置する署所の数は、当該大市街地を人口三十万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第一に定める署所の数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」とするものとする。

3　市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することができる。

第四条第四項を削る。

第五条を次のように改める。

（動力消防ポンプの数）

第五条　市街地には、動力消防ポンプを配置するものとし、その数は、別表第三（積雪寒冷地にあっては、別表第四。以下この条において同じ。）に掲げる市街地の区域内の人口について別表第三に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

2　前項の規定にかかわらず、大市街地に配置する動力消防ポンプの数は、当該大市街地を人口三十万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第三に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとし、分割に係る地域の人口が七万未満の場合には、当該地域に配置する動力消防ポンプの数は、別表第五に掲げる分割に係る地域の人口について、同表の定めるとおりとする。

3　準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、別表第六に掲げる準市街地の区域内の人口について同表に定める動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

4　前項の規定による動力消防ポンプの数は、動力消防ポンプについてそれぞれ次に掲げる口数を基礎として算出する。

消防ポンプ自動車　二口

手引動力ポンプ　一口

小型動力ポンプ　一口

5　市街地及び準市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて、必要な数の動力消防ポンプを配置するものとする。

6　第一項から第三項まで及び前項の規定による動力消防ポンプは、消防本部若しくは署所又は消防団が管理するものとする。

第六条及び第七条を削る。

第八条中「準市街地」の下に「の区域内」を加え、「、第五条及び第六条第一項」を「及び第五条」に改め、同条を第六条とする。

第九条の見出しを「（はしご自動車）」に改め、同条第一項中「防火対象物のうち中高層建築物」の下に「の数」を加え、「又は屈折はしご自動車」を「（屈折はしご自動車を含む。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「に隣接する」を「とその管轄区域が隣接する」に改め、「又は屈折はしご自動車」を削り、同条第二項中「又は屈折はしご自動車」を削り、同条を第七条とする。

第十条第一項中「危険物の製造所等（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第六条第一項に規定する「製造所等」をいう。以下同じ。）」を「危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第六条第一項に規定する製造所等（以下「危険物の製造所等」という。）に、「原子炉設置事業所等」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「核原料物質等規制法」という。）第二条第四項に規定する原子炉を設置している事業所等（以下「原子炉設置事業所等」という。）」に改め、「大型化学消防車」の下に「及び大型化学高所放水車」を加え、「製造所等」を「危険物の製造所等」に改め、同項第一号中「法」を「消防法」に、「の数に応じ左に」を「の施設ごとの数に、別表第七に定める第四類危険物の五対象施設ごとの補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計（以下「補正後施設合計数」という。）に応じ次に」に、「第四類危険物の五対象施設の数」を「補正後施設合計数」に改め、同号中ハを次のように改める。

ハ　補正後施設合計数が千以上の場合　二台に千を超える補正後施設合計数おおむね千ごとに一台を加算した台数